

## 取組状況

行動計画の基本理念である、「県民一人ひとりが、あらゆる機会において実施される人権教育を通じて、人権の大切さを認識し、日常生活のさまざまな場面において実践に結び付け、人権尊重の意識が着実に根付いた社会を実現することを目指し」、推進本部を軸として各分野における取り組みとの連携・調整を図りながら、行動計画に掲げる施策の総合的かつ効果的な推進に努めた。

また、国の人権擁護委員の活動に協力する人権擁護推進員の活動の強化や国の啓発行事に積極的に参加・協力したり、市町村に人権に関する情報を提供するなどして、人権教育が広範囲な取り組みとして展開されるよう努めた。

さらに推進本部では、毎年度行動計画関連施策の実施状況の取りまとめを行い、計画のフォローアップに努めた。

### 1 あらゆる場を通じた人権教育の推進

#### (1) 学校教育における人権教育の推進

##### すべての学校・園の教育活動における人権教育に関する指導方法の改善と充実

学校教育および社会教育における人権教育のねらい、基本的な考え方、取り組むべき内容や方向性を示す「人権教育推進プラン」を策定し、各学校での人権教育計画をこれに基づいて見直すなど、県内の学校への推進プランの定着に努めた。また、大学に対しても、人権啓発資料の配布やイベント開催の周知を行った。

##### [ 評価と今後の課題 ]

県総合教育センターの年次研修や人権教育担当者研修会などあらゆる機会をとらえ、「人権教育推進プラン」策定の背景や具体的な推進に向けての留意点について詳しい説明に努め、県内のほとんどの学校・園において、「人権教育推進プラン」を踏まえつつ、各学校・園の実態に応じた人権教育計画に改訂された。

今後は、さらに人権教育を効果的に進めるために、学習者や地域の実態に即し、継続性・発展性のある学びを展開することが重要である。

##### 人権教育を進めるための実践的な研究を行う研究校等の指定とその成果の普及、新たな教材の開発等

文部科学省から委嘱された人権教育推進指定校や人権教育推進指定地域における研究、県教育委員会が委託実施する人権教育研究指定を通して、学校における人権についての実践的な研究を行うとともに、その手法や成果を県内の各学校・園に普及させるための研究を進めた。

人権教育実践指導資料集、人権学習プログラム、人権学習指導教材集を作成し、学校・園における人権教育の実践を支援してきたほか、県および市町村において作成された人権教育に関する学習教材を収集、整理、分析し、その結果を県教育委員会ホームページに掲載し、活用した。

#### [ 評価と今後の課題 ]

指定校ならびに指定地域では、教師の感性や人権感覚を磨く機会となり、地域や家庭と連携した人権教育の推進が図られた。さらに、その研究成果の普及・浸透については、人権教育課のホームページに掲載するとともに、小中学校人権教育推進主任研修会などの機会をとらえて県内の各学校・園に広く紹介し、取り組みの参考として活用している。また、人権学習プログラム、人権学習指導教材集等の教材作成を進め、その活用が図られてきている。

今後、これらの研究成果や教材の活用によって、生徒が自ら主体的に活動する学習が展開される必要がある。

#### **教職員の資質の向上と指導力の強化を目指す研修プログラムの整備、研修の充実、教職員リーダーの養成**

県総合教育センターの研修をはじめとして種々の研修の機会を捉え、教職員の資質の向上と指導力の強化を図った。また、学校・園における人権教育推進のリーダーを養成するため人権教育教職員指導者養成事業を実施した。人権教育に関する資料や情報の提供に加えて教職員の指導技能の向上を図り授業実践のサポートに努めた。

#### [ 評価と今後の課題 ]

教職員の資質の向上については、県総合教育センターの年次研修においてすべての教職員に人権研修を義務づけた。また、人権教育教職員指導者養成事業によって平成11年から平成16年までに293名の学校・園における人権教育推進のリーダーを養成するとともに、平成16年度には人権教育教職員実践サポート講座を実施し、人権教育に関する教職員の指導技能の向上に資した。

今後、これらの受講者がそれぞれの学校・園において教職員に広め、子どもや地域の実態に応じた人権教育を推進していくことが必要である。

#### **人権教育を推進するための家庭および地域との連携**

教育上特別の配慮を必要とすると認められる中学校区において、とりわけ重い課題を持つ児童生徒の教育上の諸課題に対処するために、地域の教育機関等と連携しながら、家庭や地域社会の教育力の向上等をめざした地域ぐるみの取り組みである教育総合推進実践活動を実施した。また、県内すべての中学校区で保幼小中ならびに関係機関が連携して人権教育を推進するための基盤づくりに努めた。

#### [ 評価と今後の課題 ]

教育総合推進実践活動においては、学校・家庭・地域・関係機関等が一体となって教育上の総合的な取り組みを進めてきた結果、子どもを就学前から高校まで継続してとらえることの重要性や、校種を越えて指導者が交流したり連携することの大切さ、重い課題を持つ子どもの指導について広くあらゆる方面から関わることなど、地域の実態に即して工夫した取り組みが実施され、これらの成果をブロック別交流研究集会などを通じて県内に広めることに努めた。さ

らに、県内すべての中学校区に保幼小中ならびに関係機関が連携して人権教育を推進するための基盤づくりが進み、校種を越えた取り組みを実施することができ、一人ひとりの子どもたちを大切にした取り組みが進められている。

今後、整備された組織をいかし、家庭や地域との連携をさらに進め、教職員全体の取り組みとして推進していくことが必要である。

## (2) 社会教育における人権教育の推進

### 社会教育施設を拠点とした人権に関する学習機会の提供、交流活動の支援、研修資料等の配布、教材・指導者等の情報提供の充実

社会教育施設を核とした地域の子どもを支援していく体制の構築や、親子の学びの場の提供を行うことにより、進路を切りひらくために必要な家庭の教育力の向上に向けた取り組みを進めた。

人権教育を推進する基本的な考え方や進め方、実践事例をまとめた「波紋」等の研修資料や学習教材等を配布するとともに、インターネット等を活用して教材及び講師・講演等の情報提供の充実に努めた。また、ビデオ等教材の充実に図り、貸出を行った。

#### [ 評価と今後の課題 ]

市町村において、各々の地域課題を見据えた事業が実施され、さまざまな教育上の問題の早期対応、早期解決につながった。今後、さらに効果のある取り組みの継続や、地域での事業の定着を支援していく必要がある。

### 指導者の資質の向上と研修プログラムの充実、社会教育団体等における人権教育の取り組みの促進

各種団体の指導者の資質向上と指導力の強化を図るための研修プログラムの充実に努めた。人権に関する学習会や懇談会をコーディネートする人材の育成を目的とする研修会や、地域における社会教育・生涯学習の推進にあたる指導者に対する研修会などを開催し、指導者の育成に努めた。また、研修形態も一般基礎コース・指導者養成コース等を設けるなど、参加者のニーズに適した内容の充実に努めた。

#### [ 評価と今後の課題 ]

地域課題を踏まえた研修会テーマの設定や現地研修会、参加型体験学習の普及等各市町村での研修会も充実し、一定の成果を上げてきた。各研修会には、各市町担当者や人権センター、県立施設等の担当者の参加を得るようにし、学習形態も今後検討を加えていく必要がある。

各種団体における人権教育の推進については、人権学習会をコーディネートする人材を育成し、それぞれの団体の中で指導的立場となって活動を推進する人材の育成が必要であり、今後もより充実した研修内容にしていく必要がある。

また、人権教育の基本研修をはじめ、「波紋」で開発したプログラムを利用して、アイデアあふれるプログラムづくりや、だれもが楽しく主体的に学べる参加型体験学習等の工夫をし、プログラムの具体化と実証・実践を進めるためにそれぞれの団体を今後とも支援していく必要がある。

### **非識字者をなくすための識字学級の充実**

識字学級の充実と識字問題に対する啓発を進めるため、識字学級推進会議や識字問題啓発セミナーを開催した。

#### **[ 評価と今後の課題 ]**

識字学級推進会議や識字問題啓発セミナーの開催により、指導者間の交流が進むなどして識字学級の充実に一定の成果が現れてきている。現在、県内の識字学級は2市3教室となっているが、非識字者の高齢化等の課題もあり、各識字教室の実態把握に努めながら、支援のあり方を検討していく必要がある。

### **交流活動の充実やボランティア活動の促進、地域の連帯意識に支えられたまちづくりの推進**

ボランティア活動や社会参加を促進するために、ボランティアコーディネーターの配置や、インターネットを活用した相談、情報提供を行った。また、ボランティア同士の交流会を開催しネットワークづくりを促進した。さらに、市町村の関連事業を支援した。

#### **[ 評価と今後の課題 ]**

地域コミュニティーコーディネーター（ボランティア）が平成16年度で120名になるなど、県民の意欲は高まりをみせている。今後は、さまざまな地域活動にボランティアが参加できるよう、相互のニーズをコーディネートしていく必要がある。

### **総合的な調査・研究や情報提供**

人権教育の推進のため、同和問題に関する歴史的考察等の基礎調査研究を行った。

#### **[ 評価と今後の課題 ]**

年次的な実施により、相当な基礎資料等の収集ができた。今後は、それらを有効に活用した、具体的な教育啓発の実施が求められる。

### **家庭教育に関わる学習機会や相談体制、啓発資料等の情報提供の充実**

家庭教育上の課題の解決を支援するため、子育てサポーター養成講座等を開催し、解決方策の研究や子育て事業に対して専門的な助言を行い、また、子育てに関する各種相談に応じ、適切な助言が行える人材の育成に努めた。

家庭教育の重要さや父親が家庭教育に参画することの大切さについて、企業への啓発を積極的に行ったほか、家庭教育の重要性の再認識を促すとともに、よりよい親に

なろうとする意欲を高めるため、父親などに対して、家庭教育上の課題の解決を支援するための必要な情報や学習機会を提供した。

就学時健診等の機会を利用し、親に対する子育て学習の機会の提供や公民館での子育て学習を推進する市町村を支援した。また、親同士が子育て体験を語り合うことを通して親育ちを支援するため、子育て学習講座で活用できる「家庭教育学習資料」を作成した。

#### [ 評価と今後の課題 ]

今後、子育てサポーター養成は市町において実施されるよう移行していくため、県としてはサポーター・リーダーの養成に向けて準備を始める。また、企業において家庭教育の重要性を啓発するフォーラムを開催するなど、企業と連携した取り組みを進める必要がある。

「家庭教育学習資料」の普及を図るため、PTA活動等においてこの資料を活用した子育て学習講座の開催を促進する必要がある。さらに、子育てに関する情報提供や相談等、子育て中の親への支援を充実させるため、幅広いネットワークを持ち地域に根ざした子育て支援活動を行っているNPOとの連携を一層図っていく必要がある。

### (3) 企業等一般社会における人権教育の推進

#### モニター制度を活用した効果的な啓発の手法等に関する検討、啓発教材・資料等の作成、啓発活動の推進

推進本部の構成課で随時調整を図りながら、さまざまな人権課題について総合的な人権啓発の推進に努めた。

広く県民への人権啓発を進めるため、広報誌の新聞折り込みによる啓発を実施し、特に平成15年度からは県政広報誌と合冊して効果を高めた。啓発冊子やビデオ、CD-ROM等の教材も順次整備し、主に地域や企業・学校等の人権教育・研修用として配布した。また、人権啓発演劇の上演に対して支援したほか、講演会やコンサート等、さまざまな催しを組み合わせ、無関心層や家族ぐるみの参加を得るような啓発イベントを開催した。公募型啓発事業として、人権に関するメッセージ等を公募して、その優秀作品をラジオ放送するとともに教材として活用した。また、ふれあい人権モニター制度を設け、モニターの意見を反映し県民の視点を盛り込んだ啓発事業の展開に努めた。

#### [ 評価と今後の課題 ]

県民の人権に関する正しい理解と認識を深めるため、人権啓発広報誌をはじめさまざまな手法による啓発活動を推進してきた。平成13年度に実施した「人権に関する意識調査」(以下「平成13年度人権意識調査」という。)によると、啓発活動への接触状況として、広報誌が約8割、冊子・パンフレットが約6割

となっている。

今後も、さまざまな手法を用い工夫をしながら人権教育・啓発を継続していく必要がある。

### **「世界人権宣言」をはじめとする国連人権関係文書の趣旨の普及・広報**

世界人権宣言、国際人権規約等のリーフレットや人権教育資料を作成、配布し、国際人権関係文書の趣旨の普及に努めた。

#### **[ 評価と今後の課題 ]**

平成13年度人権意識調査によると、「世界人権宣言」の認知度が53.6%、人種差別撤廃条約の認知度が35.8%、女性差別撤廃条約の認知度が33.3%となっている。

今後も継続し、国連人権関係文書の趣旨等の普及・広報に努める必要がある。

### **マスメディアやホームページ等の活用**

テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアを活用して継続的に啓発を行っており、特に平成14年度からはメディアミックス手法を用い、メインキャストを設定し統一的なイメージで訴求力のある啓発の展開に努めた。また、県ホームページを活用し、人権に関する情報提供に努めた。

#### **[ 評価と今後の課題 ]**

さまざまなメディアを総合的に活用するとともに、知名度の高いメインキャストを選定し、若年層などの関心の低い層にも、人権について考える契機とすることができた。なお、平成13年度人権意識調査によると、新聞広告、テレビ・ビデオによる啓発活動への接触状況は、ともに約7割となっている。

今後もさまざまな手法を用い工夫をしながら啓発していく必要がある。

### **人権擁護推進員等に対する研修の充実**

人権意識の高揚を図るための啓発活動や人権に関する相談窓口の役割としての活動等、地域に根ざした人権擁護活動の推進を図るため、人権擁護推進員の活動を支援したほか、研修会を実施し資質の向上を図った。

#### **[ 評価と今後の課題 ]**

人権擁護推進員は全市町に設置されており、平成16年度の人権擁護推進員数は547名となっている。毎年度開催している人権擁護活動ブロック別研修会では、事例研究や活動についての意見交換などを実施し、アンケートによると9割を超える参加者から「今後の活動に参考になった」との回答を得るなど、人権擁護推進員の活動を支援することができた。

今後も、地域におけるきめ細やかな人権擁護活動を推進できるよう、研修の充実等に努めていく必要がある。

### **人権に関する資料やイベント等の情報の収集、情報提供**

人権に関する資料やイベント等の情報を収集し、県の広報誌やホームページ、新聞広告などを活用して県民に対する情報提供に努めた。

#### **[ 評価と今後の課題 ]**

広報誌やホームページ、新聞広告などを活用して情報提供を行っている。ホームページを活用して情報提供を行ったことにより、メールによる人権に関する資料の問い合わせや、県外からの問い合わせも増えてきている。

今後も引き続き、情報収集および県民に対する情報提供を行っていく必要がある。

### **企業等の公正な採用選考システムの確立、職場における差別的取扱の禁止等についての啓発**

採用にあたっては、企業において公正な採用選考が行われるよう、採用選考研修会を各公共職業安定所ごとに実施するとともに、事業所に対する個別指導を行った。(平成12年度以降は滋賀労働局で実施。)また、啓発資料の作成・配布を行うとともに、新規学卒者の就職等進路保障に関する課題の解決を図るため、関係機関・団体で組織した滋賀県進路保障推進協議会の活動を支援した。

労使が互いに人権を尊重し、安心して働ける職場づくりや、健全な労使関係の形成を推進するため、労働教育講座の開催とともに労働広報誌を発行したほか、農林漁業関係団体や宅地建物取引業従事者等に対し研修啓発を実施した。

#### **[ 評価と今後の課題 ]**

採用にあたって、公正な採用選考が行われるよう企業等への指導・啓発に努めているものの、依然として面接時に不適正な質問が見られるなど、公正な採用選考が徹底されていないため、今後とも指導・啓発を行う必要がある。また、これまでの取り組みにより、人権に対する理解と認識が深まってきたが、依然として差別事象が発生しており引き続き研修、啓発を実施するとともに、研修内容等を工夫していく必要がある。

## **(4) 人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する人権教育の推進**

### **公務員**

#### **人権に関する研修内容等の工夫、地域での研修会等への積極的な参加促進**

県職員は、人権についての正しい認識を深め、それぞれの職場で人権尊重の視点に立って日常業務を遂行するとともに、地域においても積極的にリーダーとして指導的な役割を担える資質の向上を図っていくことが不可欠であることから、部門研修(人権・同和問題特別研修) 職場研修指導員研修(人材育成指導員研修) 統一テーマによる職場研修、ステップアップ研修など、各種研修を行った。また、地域での研修会等への積極的な参加を促進するため、情報提供を行った。

#### [ 評価と今後の課題 ]

職員一人ひとりが人権尊重の視点に立って日常業務を遂行するとともに、地域における人権意識の高揚に向けて積極的に関わっていく姿勢を涵養するため、集合研修や職場研修に加えて参加型研修や現地研修を取り入れるなど、その内容の充実に努めてきた。

いずれの研修も、研修結果が具体的な行動へと結びつくように、内容や手法等に創意工夫を凝らしながら、さらに有意義な研修実施に努めていく必要がある。

#### **教員・社会教育関係職員**

##### **総合教育センターを中心にした人権研修の充実、各学校における自主的な人権研修の促進、社会教育関係職員の人権研修の充実**

県総合教育センターにおいて、小中高障害児教育諸学校の教員に対して研修を実施したほか、小中人権教育担当者研修会や高等学校人権教育推進連絡協議会、加配教員に対する研修会などを開催することにより、教員に対する人権教育の推進を図った。また、私学団体が実施する人権（同和）研究集会等を支援するとともに、現地研修や研修会議を開催し、私学教職員への学習機会を提供することにより、私学教職員の資質の向上と指導力の強化に努めた。

社会教育関係職員については、教育集会所や公民館などが実施する学級・講座に関わる指導者が、人権教育推進のための知識や技能の付与と指導力を高めるための研修会を実施した。

#### [ 評価と今後の課題 ]

子どもたちの人権に関わるさまざまな課題に学校や教職員がどう取り組んでいくか継続的に指導力を高めていく必要がある。また、地域の実情に応じた取り組みが行われるよう研修内容のさらなる工夫が求められる。

#### **医療関係者**

##### **医療施設や医療関係職員養成所、医療従事者団体における人権教育の促進**

医療従事者、看護職員、薬事関係者等の人権意識の高揚、資質向上のための研修会事業を支援した。

また、医療関係職員養成所に対し、さまざまな教育活動を通じて人権意識の高揚が図られるよう指導した。

#### [ 評価と今後の課題 ]

患者の人権に対する適切な配慮やインフォームド・コンセントの確立が図られるよう、今後も引き続き人権教育を促進していく必要がある。

#### **福祉関係者**

##### **民生委員児童委員、ホームヘルパー、社会福祉施設職員等の人権研修の充実**

社会福祉事業従事者をはじめ広く福祉関係者の人権意識の高揚、資質の向上を図るため研修を実施した。

民生委員児童委員については、滋賀県民生委員児童委員協議会連合会が実施する人権研修事業を支援した。家庭相談員、放課後児童指導員、保育所職員、女性相談員や高齢者の介護に携わる職員等に対して研修を実施した。また、障害者相談員を対象に、相談活動を強化するための研修を実施した。

[ 評価と今後の課題 ]

子どもの人権、高齢者の人権、障害者の人権といったそれぞれの仕事に即した内容の人権研修を実施し、福祉関係者に対する人権教育の充実が図られた。

福祉関係者の資質の向上を図るため、今後も継続して研修を行っていく必要がある。

## 消防職員

### 消防学校における人権教育の充実

新規に採用された全ての消防職員を対象にした初任教育において、人権教育を実施するとともに、幹部教育においては各消防本部における職場研修の中で人権について正しく理解されるよう研修を行った。

[ 評価と今後の課題 ]

初任教育においては、人権教育をはじめ各種教育訓練を通じて、公務員および消防職員としての使命の自覚、命の尊さを学ぶ中から人権について正しく理解を深めることができ、幹部教育においては職場における研修のあり方について理解を促すなど、充実が図られた。

今後も、引き続き研修を実施していく必要がある。

## 警察職員

### 職場および警察学校における人権教育訓練の充実

警察学校、各職場において職責の自覚や人権に関する教育など幅広い職務倫理教育を実施するとともに、各職場幹部及び幹部昇任者に対して、人権に関する研修を行い指導者の資質向上に努めた。また、被害者の心理や対応方法等を内容とする被害者対策だよりを毎月1回全職員に配布するとともに、被害者支援フォーラムの参加呼びかけを行い、意識啓発に努めた。

[ 評価と今後の課題 ]

警察職員に対する人権教育の充実および犯罪被害者の人権に対する意識の向上が図られた。

公権力を行使する立場にあることを自覚して、日常業務において基本的人権を尊重した職務執行に努めており、今後も職場における研修や警察学校における教育の中で、人権教育を推進していく必要がある。

## マスメディア関係者

## **マスメディア関係者に対する自主的な人権教育の取り組みの要請**

マスメディアに従事する関係者が、人権教育のための自主的な取り組みを行うよう人権に関するさまざまな情報提供を行った。

### **[ 評価と今後の課題 ]**

マスメディアは、人々の価値判断や意識形成に大きな影響を与えるうえに、犯罪被害者への二次的被害や個人情報の保護に深く関わっていることから、今後も、関係者が人権教育のための自主的な取り組みを行うよう継続して働きかけていく必要がある。